

亀山市告示第76号

亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱（平成18年亀山市告示第118号の3）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第2（第7条、第9条関係）</p> <div data-bbox="252 965 796 1043" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>[1～6 略]</p> <p><u>7 医療的ケアを実施することができる体制を確保している指定事業所において医療的ケア児（障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコアが3点以上の障害児をいう。）に支援を実施した場合は、次に掲げる利用時間の区分に応じ、それぞれに定める額を加算する。</u></p> <p><u>(1) 4時間未満の場合 1,500</u> 円</p> <p><u>(2) 4時間以上6時間未満の場合</u> <u>3,000円</u></p> <p><u>(3) 6時間以上の場合 6,000</u> 円</p>	<p>別表第2（第7条、第9条関係）</p> <div data-bbox="850 965 1394 1043" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>[1～6 略]</p>

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号中	利用回数等	月	回	を
	希望事業所			
	身体介護の有無	有	・ 無	

「	利用時間数等	月	時間	に改める。
	希望事業所			
	身体介護の有無	有	・ 無	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表第2の規定は、この告示の施行の日以後の事業の利用について適用し、同日前の事業の利用については、なお従前の例による。